

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人紫宝会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県大網白里市大竹29番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
2. 前号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人成立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用にあてるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は社員である団体が解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後 2 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議 長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名捺印する。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 19 条 当法人に、理事は 4 名以内を置く。

- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち 1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第25条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及びその附属明細書

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第28条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第30条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 土屋 清弘

設立時社員 亀梨 伸夫

設立時社員 原田 勝美

設立時社員 原田 勝也

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

| | |
|-------|-------|
| 設立時理事 | 土屋 清弘 |
| 設立時理事 | 亀梨 伸夫 |
| 設立時理事 | 原田 勝美 |
| 設立時理事 | 原田 勝也 |

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(定款に定めのない事項)

第32条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上一般社団法人紫宝会設立に際し、設立時社員土屋清弘、設立時社員亀梨伸夫、設立時社員原田勝美、設立時社員原田勝也、の4名の定款作成代理人である司法書士法人風間事務所 社員風間 大介は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成28年10月

設立時社員 土屋 清弘 設立時社員 亀梨伸夫
設立時社員 原田 勝美 設立時社員 原田 勝也
上記設立時社員4名の定款作成代理人
司法書士法人風間事務所
社員 風間 大介